

2026年6月25日
団体年金事業部

企業年金（DB・企業型DC）の概況について — 今後の政策議論への示唆 —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による連載記事「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第27回目では、2026年6月5日に公表された「企業年金（確定給付型）の受託概況」ならびに「確定拠出年金（企業型）の統計概況」を踏まえて、企業年金の加入者数および年金資産残高の概況について解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、厚生労働省「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」構成員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

企業年金（DB・企業型 DC）の概況について

— 今後の政策議論への示唆 —

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|--------------------|
| 1 はじめに |
| 2 企業年金の加入者数の動向 |
| 3 企業年金の資産残高の動向 |
| 4 おわりに：今後の政策議論への示唆 |

1. はじめに

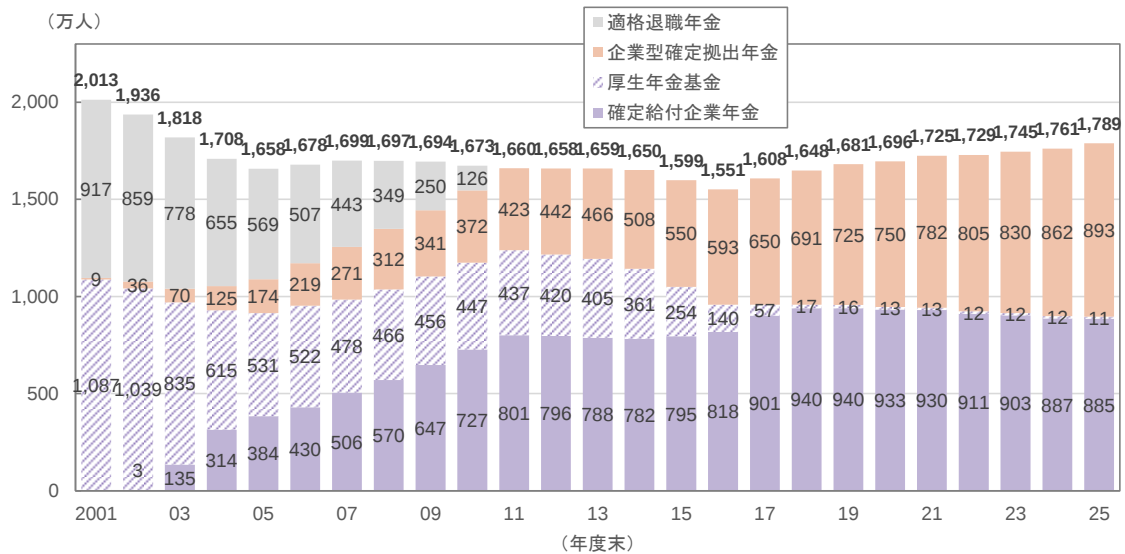
2026 年 6 月 5 日、信託協会、生命保険協会および JA 共済連の連名による「企業年金（確定給付型）の受託概況」ならびに運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「確定拠出年金（企業型）の統計概況」がそれぞれ公表された。前回（2026 年 5 月）の当レポートでは個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数等の概況について取り上げたばかりだが、今回は、企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金および企業型確定拠出年金）の加入者数および年金資産残高の概況について解説する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 企業年金の加入者数の動向

2001 年度末（2002 年 3 月末）以降の企業年金の加入者数の推移は、図表 1 の通りである。当時の企業年金は厚生年金基金および適格退職年金が主流だったが、2001 年 6 月に確定給付企業年金法および確定拠出年金法が制定され、厚生年金基金の代行返上や適格退職年金の廃止および他制度への移行措置が講じられたことを受けて、両制度になり替わって確定給付企業年金および企業型確定拠出年金の 2 制度が台頭した。

図表 1 企業年金の加入者数の年次推移



※1 複数の制度に加入している者が重複計上されている可能性がある。

※2 確定給付企業年金および適格退職年金は、信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」による。

※3 厚生年金基金は、2024 年度までは厚生労働省の集計値、2025 年度は信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」による。

※4 企業型確定拠出年金は、2024 年度までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、2025 年度は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」による。

（出所）各種公表資料等を基に筆者作成

2025 年度末（2026 年 3 月末）の企業年金の加入者総数は約 1,789 万人（前年度比+28 万人）と、過去 25 年間の中でも 4 番目の高水準となった。なお、複数の制度を併用している企業が存在するため、加入者数も複数の制度に加入している者が重複計上されている可能性がある点には留意が必要である。

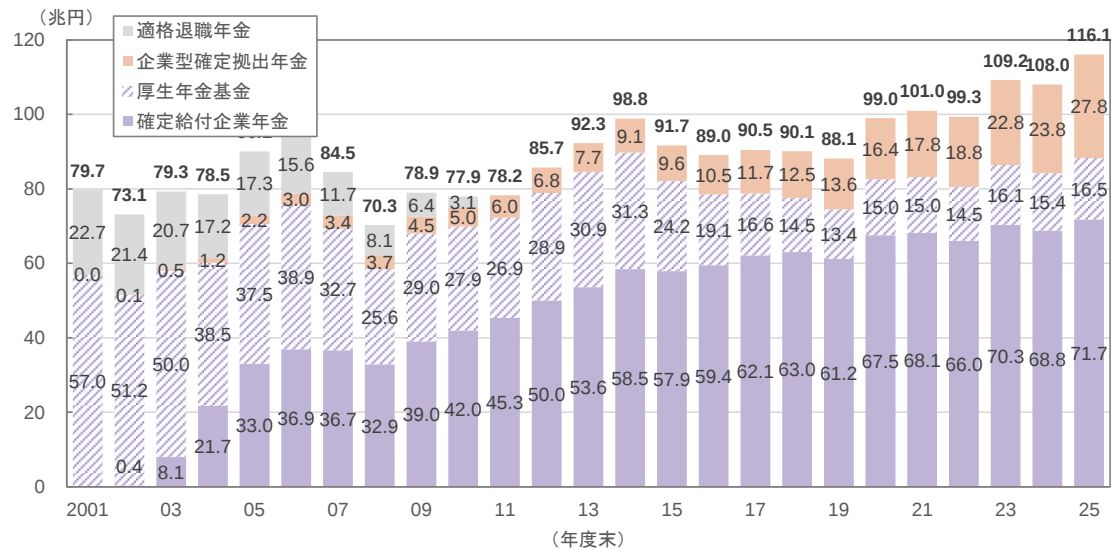
各制度の内訳は、厚生年金基金¹が 11 万人（同▲1 万人）、確定給付企業年金が 885 万人（前年度比▲2 万人）、企業型確定拠出年金が 893 万人（前年度比+31 万人）となっている。確定給付企業年金は、厚生年金基金からの移行が進展した時期は加入者数が増加しているものの、ここ 7 年間は微減傾向にある。企業型確定拠出年金は、制度創設以降一貫して増加しており、今回公表された 2025 年度末では確定給付企業年金の加入者数を初めて上回った。

3. 企業年金の資産残高の動向

2001 年度末以降の企業年金の資産残高の推移は、図表 2 の通りである。こちらも加入者数の推移と同様、時代の変遷とともに制度の主流が確定給付企業年金および企業型確定拠出年金へと移った様子が見えてくる。

¹ 存続厚生年金基金（4 基金）の数値。

図表 2 企業年金の資産残高の年次推移



※1 確定給付企業年金、厚生年金基金および適格退職年金は、信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況」による。

※2 企業型確定拠出年金は、2024 年度までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、2025 年度は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」による。
（出所）各種公表資料等を基に筆者作成

2025 年度末の企業年金の資産総額は 116.1 兆円（前年度比＋8.1 兆円）と過去最高を記録した。これは、わが国の名目 GDP（2025 年度：669.4 兆円）の 2 割弱の規模に相当する。また、企業年金の資産残高は、制度の普及動向だけでなく、金融・資本市場の影響によって変動する点に留意する必要がある²。

各制度の内訳は、厚生年金基金が 16.5 兆円³（同＋1.1 兆円）、確定給付企業年金が 71.7 兆円（前年度比＋2.9 兆円）、企業型確定拠出年金が 27.8 兆円（前年度比＋4.0 兆円）となっている。加入者数では企業型確定拠出年金の存在感が年々高まっているのに対し、資産残高では給付建て（確定給付型）制度である確定給付企業年金および厚生年金基金がなお全体の約 8 割を占めているのは、各制度における拠出限度額の有無が影響しているものと推察される。

確定給付企業年金は、加入者数が対前年比で 0.2%減少しているにもかかわらず、資産残高は対前年比で 4.3%増加している。最大の要因は近年の株高・円安であることは言うまでもないが、一方で、適切な運用プロダクトあるいは運用機関の選定が行われていないと、金融・資本市場が高騰してもその恩恵を

² 例えば、2008 年度末はリーマン・ショックの影響により、2019 年度末はコロナ・ショックの影響により、対前年度比で大きく下落した様子がうかがえる。

³ （時点は異なるが）厚生労働省「厚生年金基金の財政状況等（2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度）」では、存続厚生年金基金（4 基金）の純資産額は 2024 年度末時点で 2.0 兆円と計上されていることから、この数値には企業年金連合会の資産残高（約 13 兆円）が含まれているものと推察される。

享受することはできない。内閣官房「新しい資本主義実現会議」が旗振り役となって推進した資産運用立国実現プラン（2023 年 12 月 13 日公表）やアセットオーナー・プリンシプル（2024 年 8 月 28 日公表）などの措置が、確定給付企業年金の資産運用の見直しを多少なりとも促した可能性は否定し得ない⁴。

企業型確定拠出年金の資産残高は対前年比で 16.8%の増加となった。加入者数の純増も要因の一つだが、近年の加入者の商品選択行動の変化も要因として見逃せない。企業型確定拠出年金加入者の元本確保型商品（預貯金および保険商品）の選択割合は、2020 年 3 月末時点では 51.7%だったものが、2025 年 3 月末時点では 30.3%にまで低下している⁵。確定給付企業年金と同様に、今後は企業型確定拠出年金の資産残高も金融・資本市場の騰落の影響をより大きく受けることとなるだろう。

4. おわりに：今後の政策議論への示唆

本稿では、企業年金の加入者数および資産残高の動向について概観した。前述の通り、2025 年度末の企業年金の加入者総数は約 1,789 万人と、過去 25 年の中で 4 番目の高水準となった一方、ピーク時（1995 年度末：2,571 万人）に比べると約 7 割の水準に過ぎない。企業年金が国民全体ではなくごく一部の階層しか対象としない制度だと認識されてしまうと、税制優遇という企業年金制度の立法基盤にも影響する可能性があるため、その動向には注意を払う必要がある。

企業年金の資産残高は、近年の株高・円安を受けて過去最高の水準に達している。巨額の年金資産を適切に管理・運用する企業年金の役割は、金融・資本市場の活性化の観点からも期待が高まっている。しかし、企業年金の目的はあくまで給付原資の確保であり、資産運用はその手段に過ぎない点を見落としてはならない。数年後には「企業年金の（運用の）見える化」が施行されるが、受給権保護への配慮を欠いたまま目先の資産の極大化のみを追求するような愚は避けたいところだ。

また、企業型確定拠出年金の加入者のリスク特性は、近年の金融・資本市場の好況を受けて急速に変化している。前述の通り、加入者の元本確保型商品の選択割合は、かつて半分以上を占めていたものが今や 3 割まで減少している。

⁴ この結果を受けて、政策担当者らは確定給付企業年金の行動を評価するのか、あるいは自身の政策の有効性を謳うのか、今後の言説を注視したい。仮に、金融・資本市場が急落して確定給付企業年金の利回りが低下したら、彼らはどのような主張・釈明をするのだろうか、こちらもけだし見ものである。

⁵ 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2025 年 3 月末）」p. 14

にもかかわらず、確定拠出年金の資産運用の見直しを巡っては、「確定拠出年金は元本確保型商品に偏重している」という前提に基づいた意見・要望が散見される⁶。地に足の着いた政策議論を行うためにも、まずは足元の状況を正確に把握することが求められる。

最後に、本年 2026 年 12 月には、iDeCo の加入対象拡大および企業型も含めた確定拠出年金の拠出限度額の引上げが施行される。本改正が、iDeCo だけでなく確定給付企業年金および企業型確定拠出年金の普及にどのような影響を及ぼすのか、引き続き注視する必要がある。

<参考文献>

運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料（2025 年 3 月末）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001058200.pdf>

運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況（令和 8 年 3 月末現在）」
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202606/NR20260605-2.pdf>
https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20260605_2.pdf

厚生労働省「厚生年金基金の財政状況等（2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000873838.pdf>

信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金（確定給付型）の受託概況（令和 8 年 3 月末現在）」
<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/013/202606/NR20260605-1.pdf>
https://www.seiho.or.jp/info/news/shared/mt-item/20260605_1.pdf
<https://www.ja-kyosai.or.jp/news/2026/20260605.html>

⁶ 2026 年 6 月 5 日開催の「確定拠出年金制度の運用改善等に関する有識者懇談会」第 2 回会合における関係団体ヒアリングの場では、確定拠出年金の運用の見直しについて「指定運用方法の設定の義務化」「指定運用方法は元本確保型商品以外とする」等の要望が出された。筆者は、これらの施策は、元本確保型商品の割合が大宗を占める局面では一定程度機能するかもしれないが、現在のように元本確保型商品の割合が 3 割程度まで下がった局面では効果は限定的だと考える。